

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第二項

の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第五十五号（平成三十年七月十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 ゼロ・ジャパン株式会社
 - ロ 住所 東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
 - ハ 代表者の氏名 代表取締役 安倉 哲也
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
 - イ 秋田県秋田市茨島三丁目十四番二
 - ロ 富山県滑川市米島字久助割百八十一番、百八十一番二、百九十一番一、百九十一番二、百九十二番一及び百九十三番一
 - ハ 富山県滑川市法花寺字北大畑百十九番三、百二十番及び百二十二番
 - ニ 香川県香川郡直島町字重石四千五十一番一
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
 - 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
 - ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
 - (1) 電気機器又はOFケーブル葎り塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
 - (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
 - (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - (2) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- 五 申請年月日 平成三十年五月十八日
- 六 縦覧場所
 - イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
 - ロ 東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ハ 中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ニ 中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ホ 中国四国地方環境事務所四国事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - へ 秋田県生活環境部環境整備課
 - ト 秋田市環境部廃棄物対策課
 - チ 富山県生活環境文化部環境政策課
 - リ 滑川市産業民生部生活環境課
 - ル 香川県環境森林部廃棄物対策課
 - ヌ 香川県東讃保健福祉事務所環境管理室
 - ヲ 直島町環境水道課